

推進委員の皆様へ 臨時速報！！

生活行為向上マネジメント推進プロジェクトニュース

本日2月6日、第119回介護給付費分科会にて平成27年度の介護報酬改定の概要が示されました。プロジェクト委員が傍聴し、ダイジェスト版をつけてご報告します。

生活行為向上リハビリテーション加算を中心にご報告します。

◎ 介護報酬改定率 ▲2.27%

言われていた通り、全体的には減算となります。

◎ 基本的な考え方

(1) 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化

②リハビリテーションの理念を踏まえた「心身機能」「活動」「参加」の要素にバランスよく働きかける効果的なリハビリテーションの提供を推進するため、そのような理念を明確化するとともに、「活動」と「参加」に焦点を当てた新たな報酬体系の導入や、このような質の高いリハビリテーションの着実な提供を促すためのリハビリテーションマネジメントの充実等を図る。

以下、MTDLPに関係すると考えられる部分を紹介します。

1. 生活行為向上リハビリテーション実施加算（新設）について

3月以内・・・2000単位/月

3月超6月以内・・・1000単位/月

通所リハビリテーションにおいて、上記の加算が新設されました。

算定要件の一つに、「生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士が配置されていること」とあります。専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士の具体的な要件はまだ示されていません。公表され次第、ご周知いたします。

また、リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）の算定も前提となっていますので、次の項目で説明します。

2. リハビリテーションマネジメント加算（通所リハ）について

リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）・・・230単位/月

リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）

6月以内・・・1020単位/月

6月超・・・・・・700単位/月

通所リハビリテーションにおいて、リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)が新設されました。訪問指導等加算の廃止、個別リハビリテーション実施加算の廃止と合わせて、必要なサービスを時間の縛りなく実施し、また在宅生活の継続に必要な訪問を何度でもおこなえるようにとの意図が考えられます。

3. 社会支援参加加算(新設)

通所リハビリテーション・・・・12単位/月

訪問リハビリテーション・・・・17単位/月

訪問から通所へ、通所リハから通所介護への社会参加に資する取り組みの実績を評価するものです。漫然としたリハでなく、社会参加を促進するための取り組みが今後必要となります。

以上、詳細はPDFでご確認ください。

順次プロジェクトとしての方針を配信します。配信をお待ちください。

(小林隆司、谷川真澄)